

桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

### 桑名市教育委員会規則第3号

桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 桑名市立小学校・中学校の長に対する事務委任規則(平成16年桑名市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市立小学校、中学校及び義務教育学校の長に対する事務委任規則

第2条第2号ア中「第7条」を「第6条」に改め、同号イ中「第10条」を「第9条」に改める。

(桑名市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正)

第2条 桑名市立小学校及び中学校の就学に関する規則(平成16年桑名市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市立小学校、中学校及び義務教育学校の就学に関する規則

第1条及び第2条第1項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表学区一覧表1 小学校区の表多度東小学校区の項、多度中小学校区の項、多度北小学校区の項及び多度青葉小学校区の項を削る。

別表学区一覧表2 中学校区の表多度中学校区の項を削る。

別表に次の表を加える。

### 3 義務教育学校区

学校区	自治会名・区域名
多度学園学区	下野代、大鳥居、中須、南之郷、小山、戸津、肱江、柚井、多度、小山台、古敷、平賀、香取、上之郷、西福永、東福永、御衣野、北猪飼、猪飼、力尾、美鹿、古野

(桑名市学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第3条 桑名市学校給食センター条例施行規則(平成16年桑名市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 市立小学校長、中学校長及び義務教育学校長

(3) 市立小学校、中学校及び義務教育学校在籍する児童又は生徒の保護者

(桑名市大山田コミュニティプラザ条例施行規則の一部改正)

第4条 桑名市大山田コミュニティプラザ条例施行規則(平成16年桑名市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加え、同項第2号中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第18条第1項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

(桑名市スター21条例施行規則の一部改正)

第5条 桑名市スター21条例施行規則(平成16年桑名市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加え、同項第2号中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第17条第1項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

(桑名市長島ふれあい学習館条例施行規則の一部改正)

第6条 桑名市長島ふれあい学習館条例施行規則(平成18年桑名市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第7条 桑名市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成22年桑名市教育委員会規則第1号)

の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「小学生」の次に「及び義務教育学校前期課程の児童」を加える。

(桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第8条 桑名市立小中学校の管理運営に関する規則（平成24年桑名市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第27条第1項中「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

第53条第2項中「し、」の次に「同項」を加える。

(桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター条例施行規則の一部改正)

第9条 桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター条例施行規則（平成25年桑名市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加え、同項第2号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第17条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

(桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部改正)

第10条 桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成29年桑名市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「10人内」を「10人以内（対象学校が義務教育学校である場合にあつては、20人以内）」に改める。

(桑名市六華苑条例施行規則の一部改正)

第11条 桑名市六華苑条例施行規則（平成30年桑名市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「生徒」の次に「、義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

第10条表以外の部分中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条の表中「（昭和22年法律第67号）」を「（地方自治法）に、「第9条」を「前条」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「

	区 分	個 人	団 体	入 苑 料	備 考
入苑者数等	一 般	人	人	免 除	
	中 学 生	人	人	免 除	
	合 計	人	人	免 除	

」を「

入苑者数等	区 分	個 人	団 体	入 苑 料	備 考
-------	-----	-----	-----	-------	-----

	一 般	人	人	免 除	
	中 学 生 (義務教育学校後期課程の生徒を含む。)	人	人	免 除	
	合 計	人	人	免 除	

」に改める。

(桑名市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正)

第12条 桑名市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則(令和3年桑名市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第2条第1項第1号中「桑名市立小学校の児童又は桑名市立中学校の生徒」を「桑名市立小学校及び義務教育学校前期課程の児童又は中学校及び義務教育学校後期課程の生徒」に改める。

第3条中「第2条第1項」を「前条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。